

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。

通告書に基づいて説明する前にですね、一言お知らせを。また、お礼を申し上げたいと思います。あした、あさって、クリーンキャンペーンがあります。第18回のクリーンキャンペーンが遠賀川流域から約450名の方々が上流域から芦屋のほうにですね、おりて来られますが。この際に毎年のように町長を初め職員の皆様数十名の方、去年は教育長もですね、参加していただきました。まことにありがとうございます。あした、あさっては台風の関係でどうなるかわかりませんが、井上課長のほうからですね、連絡が入るかと思います。中止とか何か。そのときにはよろしく御対処お願いいたします。

さて、通告に基づいて説明してまいります。芦屋海岸に漂着するごみについて。

大量生産、大量消費、大量使い捨て社会の中、地球環境に及ぼす悪影響が進行し続けています。ごみの不法投棄は海洋汚染を引き起こし、特にマイクロプラスチック類は海の生態系を狂わせ、魚介類を初め水生動物にとって深刻な事態となっています。ひいては食物連鎖によって、人間の食生活にも危機感が高まっています。したがって、遠賀川最下流の我が町にとって上流域から流出するすさまじいごみの根絶は、深刻な課題です。そこで以下の点をお伺いします。

(1) 平成21年度から30年度までの間に芦屋町の海岸に漂着したごみの回収量、回収費及び回収負担金は幾らかと。これは芦屋の海岸としておりますが、漁港区域及び漁港区域外、一般的にいう芦屋の海岸全体を指しておりますので、そういう意味でお願いしたい。そして、この回収負担という言葉はですね、町が支出した金額は幾らかということで第1点目の質問です。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

妹川議員の質問にもありましたように、柏原漁港区域につきましては産業観光課。その他の部分については県管理になりますので、環境住宅課のほうからお答えいたします。

まず、柏原漁港区域内の漂着ごみの対応状況につきましては所管である産業観光課より、ただいまから答弁いたします。平成21年度から平成30年度までの10年間における柏原漁港区域の漂着ごみの回収実績といたしましては、6カ年ほどございました。総回収量は約338トン、回収費用は2,830万円、補助金を除いた芦屋町の単独費については、約358万円となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

県管理である芦屋港及び芦屋海岸等について、福岡県北九州県土整備事務所に問い合わせましたので、環境住宅課で答弁いたします。芦屋港の漂着物については、平成25年度から30年度までの間に3カ年ほどあり、総回収量約7.8トン、回収費用に約370万円とのことでした。次に芦屋海岸等については、台風や洪水等で大量に漂着したごみについて直近5年間のデータしかないとのことで、平成30年度に1回、夏井ヶ浜海岸で実施し、回収量約8トン、工事費約470万円とのことでした。なお、ボランティアで集めたごみの回収も行なっていますが、海岸以外のごみも合わせて回収しているので、海岸に漂着したごみの総量を割り出すことはできないとのことでした。そのほかにも、ラブアース・クリーンアップや各種団体、企業、個人の方々でも清掃ボランティア活動をしていただいておりますので、実際に芦屋海岸に漂着したごみの総量を県が把握することは困難と思われまます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

県に問い合わせされたことでしょうか、ありがとうございます。この10年間でですね、相当なごみが流れてきていると。相当なる金額を負担しているということになりますが。

次に、（2）福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金制度の経緯についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金の創設経緯等について、福岡県に確認した事項を踏まえながら答弁いたします。

県では、平成21年度の海岸漂着物処理推進法の施行に伴い、地域グリーンニューディール基金を創設し、この基金を財源とする福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業を平成22年、23年の2カ年にわたって実施いたしました。その後、県では平成24年3月に海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進するため、福岡県海岸漂着物対策地域計画を策定いたしました。本事業におきましても、この計画にあわせて、平成24年度に事業内容の決定・財源の調整を行い、平成25年度から現行の処理事業が実施されております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほど言われました、平成21年7月の海岸漂着物処理推進法。正式名は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」と長ったらしい法律がですね、簡略にして海岸漂着物処理推進法というふうに言われておるようです。

この推進法に基づいて今、先ほど言われたような事業計画がなされていますが、どうでしょう。わかりますか。今、国が出している金額。29年度、30年度。どれだけ予算を国が予算化しているかということわかりますか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

把握はしておりません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この法律ができたのが21年7月15日です。これは海ごみ問題に取り組むNGO、私たち「I LOVE 遠賀川流域住民交流会」でも、「芦屋町の自然を守る会」、あらゆるNGOという環境保護団体がありますが、漂着ごみ対策のためにNGOが働きかけて、国に働きかけて、そしてこういう法律ができた、こう言われております。海岸管理者の都道府県知事は、ごみ発生の区域の知事に処理の協力を求めることができる。海外からの漂流物については、地域の環境保全に支障が出ればと。こういうように海岸環境の悪化、海岸機能の低下等の影響が懸念され、海岸を有する地域では重要な課題となっているということで、三十数億円のお金を国は予算化しております。その内容を見ても、背景目的を読んでも、日本の海岸には毎年多くのごみが漂着している。海洋ごみは国内外を問わず、さまざまな地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況であると。今、各自治体が、ごみを捨てるなどか、3Rとか、さまざまなことでごみの発生抑制に取り組んでますけれど、もうそんな段じゃないと。もう大量のごみがですね、陸地から河川から、海に流れていく。そして今、どうですかね。何百万トンのごみが海に流れ、2050年には今、海にいる、生息する魚の重さとごみの重さが同じであり、また、超えるだろうと。そういうショッキングな報告が世界的に出されていますし、また、マイクロプラスチックによるさまざまな動植物、生物が死に至っており

令和元年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

ます。そういう中であって、やっとな国がですね、環境省が立ち上がっていったわけですけど、これについてはさまざまな全国のNGO、環境ボランティア、そういうような生の声が環境省や産業省のほうにですね、耳に入って抗議をして、また要求をしてやっとなでき上がったものと解釈しております。

それで（3）にいけます。（3）ですね、ごめんなさい。福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金制度の経緯について。これは今言ったかね。すみません。じゃあ、（3）上記の制度を活用した年度と補助金額は。この間の回収費と県からの補助金の実績はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金制度を活用した年度及び補助金額について答弁いたします。まず、平成22年度が293万円、平成23年度が236万2,000円、平成25年度が64万2,100円、平成30年度が72万円となっています。なお、本補助制度がなかった平成21年度、24年度につきましては、国の災害廃棄物処理事業費補助金を活用し事業を実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういうふうに、まあインセンティブといいましょうか、国が出した海岸漂着物処理推進法によってインセンティブでですね、各自治体の負担する金額が徐々に減少していることはわかりますが、それでも数百万円の町の資金をですね、出しているということについて非常に残念ではありますけれども。しかしながら、（4）遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会基金の趣旨と、先日の町長の行政報告の中にもですね、この基金のことについて触れられました。このことについて趣旨と活用についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

遠賀川水系の大出水時に、河川から流出したごみの被害を最も受ける芦屋町柏原漁港区域のごみ処理費用を流域市町村で負担することを目的とした基金の規約が、本年7月24日に開催された本協議会において承認されました。

河口堰は出水時、河川の水量が毎秒1,800立米に達した場合、貯水位の水位上昇、河口堰

施設の安全性を考慮し、ゲートを全開します。海岸の漂着ごみについては、原則、ごみが漂着した海岸・漁港等の管理者が費用を負担して処理します。処理費用の一部については先ほど産業観光課長が答弁した補助金等が措置されますが、全てを賄えるものではないため、残りは芦屋町が負担することになります。しかし、河口堰全開時に海に流出したごみの処理については、ほとんどが遠賀川流域全体から流出したものであると考えられるため、芦屋町が負担した金額について河川管理者の国及び県と芦屋町が協議を行い、3者でおのおの3分の1ずつ負担をしていました。昨年度、この協議会の前身、遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会において、芦屋町の負担分については流域全体で負担することを検討すべきとの意見が出ました。そのことから、規約にごみ問題についても取り組むことが明記され、現在の協議会名に変更される規約改正がなされました。その後、事務局である河川事務所が流域市町村と協議調整を行った結果、基金規約の策定が行なわれました。規約の主な内容ですが、流域市町村等の負担割合については、芦屋町が負担したごみ処理費用総額から補助金・交付金を除いた金額、芦屋町の最終負担額について国・県・流域市町村でおのおの3分の1を負担することを基本とすること。年間の積立額は、過去の芦屋町の最終負担額を参考に約33万円程度とすること。各市町村の毎年の負担額は、定額9,000円プラス市町村の人口掛ける0.3円の算定式とすること。ちなみに芦屋町は年額1万3,000円の負担額となります。積立額が200万円を超えた場合は、積み立てを一時停止すること。支出額が積立額を上回る場合は、芦屋町が先出しし、その額は次年度以降の積み立てから芦屋町に支出することなどが記載されています。この規約は、令和2年4月1日から施行されます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この（4）の再生推進協議会基金の活用で、喜ばしいことです。町長もですね、遠賀川流域リーダーサミット等でですね、毎年のように、この件については提唱していただいていると思います。

それで、この資料を説明させていただきます。この資料です。右のほうにですね、写真が8枚ありますが、すさまじいごみの山が遠賀川河口堰に集まる。ゲートを全開した結果、ごみは響灘に流出するということですね。この左の1枚目はペットボトル、空き缶。カラスの群れが生ごみをあさると。生ごみ———何でカラスが川面のごみの上におるんだろかなと思ったら、近づいてみますと生ごみですよ。完全なる生活の中の生ごみを不法投棄、ポイ捨てですね。その右側のほうの写真はペットボトル、発泡スチロール、ビニール、電化製品、そういうのが流れ着いていました。少し古いですけど。その次の下は、これは、はまゆう群生地の下。これは2001年

令和元年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

の6月の写真です。はまゆう群生地の下。海を眺めながら、ごみの中でのバーベキュー。私はこの、はまゆう団地散策している場所ですので、もう情けないとか恥ずかしいとか。また、これが遠賀川流域から流れてきているごみということを知ったときにですね、怒り、憤り、そういうのを覚えました。そして、夏井ヶ浜サイクリング道路もごみで覆われました。私ここを渡ろうとしても渡れなかったんですよ。それでもってこれは、はまゆう群生地、それから夏井ヶ浜サイクリング道路。これは芦屋町に「どうするんか。」と言ったら、「いや、これは町の管轄ではありません。」と。「これは県の管轄だ。」ということ。それで県の土木事務所にも抗議しました。「いつするんか。」と。町にも言いました。国土交通省にも抗議しました。電話でですね。そうしたところが、国と県と町の3割負担。このときは800万から1,200万ぐらいかかるだろうということを目撃されてましたけど。そのお金の出しどころがわからないということで、これは6月だったと思いますけど、回収したのは盆過ぎですよ。それから右のほうのこれは、洞山をバックにした写真ですね。ペットボトル、それからこの空き缶ですね。その下は、これは私は、このごみを回収する行政の方に対して言っても、なかなか動きができないだろうなということで、マスコミ、テレビ、新聞社に連絡しましたところ、すぐに来ていただいて。そして明日、洞山周辺ボランティア募集とかいう記事を載せていただいてですね、来ていただいて。役場の職員の皆さんを初め、九十数名の方々が集まってくれました。で、1番左下のこれは2003年の8月3日の写真です。このときにはもちろんテレビ、新聞社も来ていただきまして250人参加。毎日新聞です。当時の町長、それから役場職員の方、病院の、それから議員の方、58名の方々の参加。名簿までいただいております。アンケートもいただきました。そういう活動をする中で、左側のほうは2001年12月26日、もう18年前の話ですが、こういうものに四ヶ浦の漁協組合長さん、組合のほうに行きまして写真を見せて、漁協組合の皆さんも非常に心配されている。では、国土交通省に行きませんかとお誘いしたところ、こうやって一緒に連れ立ってですね、行きました。その当時、芦屋町の自然を守る会の代表は藤崎。デポジット法制化を事務局、私、妹川でございますが、こういうような要望を出しました。折しも岩屋海岸では、千畳敷付近のウニ、これをごみの中で採集されている写真を撮っておりますが、北九州市は1,200万円かかっております。そして芦屋のほうではですね、その後回収されたんですけど、盆過ぎ。680万とか言われています。

ちょっと次のページお願いいたします。裏側ですが、なかなかそういうことを要望書を出したとしても、国、県なかなか動いていただけませんので、公開質問状を出しました。出したのが2003年です。ところが公開質問状を見て、そしてそれに対する回答をしたいということで2005年3月29日にこの漁協組合、これはもう合併しましたから、吉田さんとか岩野さん、私たちで十数名の方で学習会をいたしました。そして私たちは、遠賀川再生に向けた私たちの案

として、各自治体が基金を拠出することということを2001年に申し入れをしておりましたが、残念ながらそれが取り入れられませんでした。だから、また拠出することを申し入れいたしました。それから各自治体は社会教育とか学校教育の中で、環境教育を積極的に行ってほしいと。それから4番目の①、遠賀川サミットなど官民一体となった事業を開催していただきたいということで、その後遠賀川流域リーダーサミットが開催されるようになった経緯があります。私は再度、国土交通省にお願いに行こうと思っておりますが、遠賀川再生のための流域自治体統一の条例制定に向けて、設置してほしいという要望を出しておりましたが、これについては検討していきたいということでした。ぜひ、これについてはですね、遠賀川流域それから各自治体で、遠賀川流域、ごみのない川、ごみのない海を目指して流域自治体全体での統一の条例を制定をしていただきたいなど。菊池川はあります。大淀川もあります。たしか球磨川もあります。自治体が幾つか重なっておりますからね。そういうことで申し入れをした部分です。

それから次の3ページについては、今お話したことについて新聞記事がですね、出ておりますので、後からごらんになっていただきたいと思っております。

最後のページのところのですね、最後のページの裏側ですが、これが先ほど言いました2003年8月2日に、大量の漂着ごみ手つかず。住民ら自主清掃へということで、250名の方が参加していた部分です。役場の職員の方が今、先ほど言った58名の方が参加されました。そのときに、赤で示していますが、ごみを単独処理することに町側が反発。いわゆる管理者は芦屋町だが、県と国と町で、芦屋町で3分割せよというようなことに対して町側が反発。当然ですね。それで安高元助役さんに対して私が質問したところ、協議は簡単に済まないが、今後のこともあり抜本的対策を話したいということで、3者の協議書ができ上がったんですね。町と、それと国土交通省と県と。でき上がったのが盆過ぎですよ。それで、そんなことならもう私たちでやろうということでですね、取り組みをした内容です。またゆっくりごらんになってください。それでですね、今4番に答えていただきました環境保全・再生推進協議会の基金、それから国、県が補助を出してくれるようにはなって、芦屋町は財政的には負担が非常に少なくなったということは喜ばしいことですが、なんとごみはですね、相変わらず流れてくるんですね。それで遠賀川のマップというのがありますが。遠賀川マップというのがあります。それを見てもですね、遠賀川マップ、どうですか。井上課長、見られたことありますか。遠賀川ごみマップ2018というのがあります。こういうのがあります。そうしますとね、29年度はですね、29年度はごみ回収した量は6,400。平成29年度は6,400立米。処分費用は7,250万円です。これがもし、もう1回豪雨がくれば一斉に流れていくわけですけど。この6,400立米というのはトン数にすると、大体3分の1だろうと。アシとか草とか流木とか発泡スチロール、電化製品、タイヤ、もう全部合わせてです。大体3分の1ですから2,200トンのごみが流れて着

くんです。それが拡散して芦屋の海岸にも流れてくるでしょうし、そして海上保安庁にも問い合わせしましたが、山陰地方、それからハワイ、ベルト地帯というところがあるわけで、そこに集まってくると。新聞紙上でも、日本から流れてきたそういうごみが流れ着いているということは公式見解として上げられておりますが。それとですね、ごみの不法投棄。ごみの不法投棄と家電ごみの不法投棄。徐々には減っておりますけれど。それについて今度は今、ごみゼロの日ということで、遠賀川流域のリーダーサミットで平成21年度から遠賀川流域の自治体でごみを回収しようというボランティア、愛護団体の方々が一斉に出る。芦屋町はラブアースという形です、やられてますが、この平成21年度は1万5,000人の方が出ておられるようです。平成30年度は9,148名。ちゃんとボランティアで出た場合は県に、また、それを報告するようになっておるようです。このマップにはそう書かれています。ごみの量がですね、ごみ回収が55.9、まあ約55トンです。昨年度は27.5トン。遠賀川流域に、河川敷に集まってくる2,200トンの中の、まあ27とか30トンくらいしか回収できない。なぜかということ考えたときにですね、先ほど言いましたように、この海岸漂着物等地域対策事業推進事業の中には、もう自ら発生抑制対策を行ったとしても、ごみを拾いなさいとかごみを出さないようにしようとか3Rとか、もうそういう以前の問題やと。もう海は本当に海底はごみの山、集積場になっていると。芦屋町の海岸は。ということで補助金が出るようになったということなんです。町長にお尋ねしますが、どうでしょう。町長も毎年のように、このクリーンキャンペーンに参加して、クリーンキャンペーンですね、参加していただいておりますから、私は非常に感謝申し上げるわけですけど。このごみの回収を見たり、それから今の話のような中でですね、なぜ人はですね、不法投棄をするんでしょうね。その心理状態はいかがでしょう。不法投棄されたことはないでしょうけれど。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

なぜでしょうね。私もよくわかりません。それ、人それぞれの個性がありますんでですね。良識のない人ですね。本当にきっちり、世の中というか全て世の中にはルールがあるわけですが。ルールをきっちり守っている人、守っていない人、それぞれありますので、その質問については、「まあ、わかりませんね。」と言うしか、答弁のしようがありません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そうですね。そういうような回答しか出てこないでしょうけれど。もう国もですね、それから

国土交通省、遠賀川事務所もですね、やっぱりごみ袋の有料化です。ごみ袋を今ですね、いわゆる自生活から出るごみを廃掃法に基づいて、廃棄物処理の処理法がありますね。いわゆる廃掃法。これは法律に基づいて、生活から出たごみは地方自治体が回収する。またリサイクルするというような法律になっていますから、だから費用がかかるわけですね。そのために町民から、そのごみ袋を有料化ということになる。そうするとごみの有料化になって1枚が70円、80円するぐらいなら、そのコンビニとかスーパーでもらったレジ袋の中にごみを入れて川に捨てたり、それからこのごろも道路に捨ててましたよ。だから、それから100円で、10枚15枚ぐらいで黒っぽいのがありますね。ごみ袋ですよ。安いのが。あれでもって投げ捨てるわけですよ。だから国土交通省は認めています。そういうレジ袋・ごみ袋の有料化に伴って、非常に増加したということなんです。有料化です。ごみ袋は今78円、払っているでしょ。あれです。

それで、では今ですね、地球のごみは、海のごみはですね、何百万トンというごみが流れ着いているということですけど、その中で水生生物がですね、死に追いやられておりますが。もう皆様方御存じの、インドネシアではマッコウジラの死骸。これにはごみの重量が6キロあったと。いわゆる漁船、漁業の紐とかですね、サンダルとか、そういうもののほかにマイクロプラスチック。プラスチックだけで6キロあったそうですね。それからタイではジュゴンが、胃からごみが出てきたと。息を引き取りましたが。私知らなかったんですけどね、カタクチイワシが、東京湾でとれたカタクチイワシ、これ研究者が魚を捕獲して64匹の内臓を見たところ、8割近くの中から、いわゆる49匹ですけども、150個のマイクロプラスチックが検出したと。大体マイクロプラスチックというのは5ミリ以下なんですけど、このイワシが、カタクチイワシの場合は0.1から1ミリぐらいの大きさのものを飲み込んでいたと。だから学者の話ではですね、人が取り組むことで、マイクロプラスチックは排泄されるんだけど、でもマイクロプラスチックが劣化するとですね、PCBとか環境ホルモンとか、そういう有毒物質、有害物質を取り込むそうなんです。付着するそうです。そうしますと、私たちは排泄されるからいいと思っても、そのPCBやそういうダイオキシンなんかはですね、体内に取り込まれていくということで。もう取り返しのつかない状況になってきているということで、今は新聞、テレビでも出ておりますけれども。それから海で死んだウミガメの問題ですね。それから太平洋で採取したウミドリの胃の中。それで全国の大学研究者の推計によりますと、世界の流出量は年間、ごみですね、478万トンから1,275万トンに上がると。まあ非常に生命の危機が及んでおります。それで町長にまた質問するんですが、今こういうふうにはですね、芦屋の海岸もそういうごみの受け皿になって、そしてマイクロプラスチックによって私たちの生命に、子や孫に、次世代の子供たちにですね、食生活に脅かす、健康に脅かすような時代になってきているんです。そういうショッキングな話を聞かれていますと思いますが、どう思われますか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

マイクロプラスチックの件でいいですか。マイクロプラスチックというのは正確に言いますと5ミリ。例えば何でもいいんですけど、プラスチックのやつがあつて、波にもまれて岩にこすったりなんたりして、5ミリ以下のやつをマイクロプラスチックと言いまして、それが段々段々だん粒状になってきて、それを魚がですね、餌と一緒に食べたりとか。それを今、妹川議員が言われた。で、生態系に影響を及ぼしているということで、今大変な世界的に大問題になっているところである。偶然ですが我々芦屋町にも関係あるんですが、この環境問題、非常に日本財団が一生懸命力を入れておまして、特に海洋問題についてはですね、非常に若手のグループをつくりまして、いろんなところで活動をしております。いつの時点か、ぜひそのスタッフを呼んでですね、今妹川議員が言われた、環境問題について講演会をしてもらおうと思っておるわけでございますが。やはり環境問題は、やはり一人一人の気持ちの問題というか、一人一人が気をつけてですね、一人一人が今、ごみ、分別をやっておりますので、その分別をします。そしたら日本は非常に技術がうまいというか、それをリサイクルするわけですね。全てにおいてリサイクルをやりまします。リサイクルする中でいろいろプラスチックというのがあるんですが。そういうのは何ですかね、ストローだとかペットボトル、ホース、そういうのを回収してですね、今クレジットカード、ホース、水道管、日本の場合それをこうリサイクルしたやつを新たに、またそういう製品にするということで。これは日本がもう先端技術だということですね、やっておるわけでございます。そうした中でもそのごみが、やはり流れていくということですね、非常に日本でも世界的にも今、問題になっておるのではないかと思っております。

これは、一小さな町がどうだこうだということではなく、世界的な規模の問題だと認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今のような答弁についてはもう以前からですね、どこの自治体でも、それから環境保護運動をやっている方々も、そういうような形でごみを捨てない。で、ごみがあったら拾うと。そして今回あした、あさって来る環境保護団体の中にもですね、ごみを拾うことによって背中を見て、大人が子供が拾う背中を見て、ごみを捨てないだろうという善意の心持ちで来ておられるわけですけど、これはもう永遠と今続いている。ごみの量、捨てる量は変わらないと。ふえているわけで

すよ。これはいわゆる生産者、それから販売業者、そういう責任も問われるわけですけどね。

それで（5）にいけますが、（5）にいけます。質問（5）、海は母なるゆりかごとと言われております。芦屋の海は遠賀川から流れ来るごみの集積場となっているような状態です。これ、今写真を見てもですね。町はどのような具体的対策を持っているか。これについても町長の答弁をお聞きしたいんですよ。具体的にどうしたらいいと思いますか。不法投棄をしないためには。芦屋の海岸にごみが流れ着かないようにするためにはどうしたらいいか。具体的に。町長のリーダーシップでこれが決まるわけですよ。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

リーダーシップのごみの問題、芦屋町だけの問題ではないのでですね。遠賀川ごみ問題、芦屋町は避けて通れないところでございますので。

まず芦屋の海岸の漂着ごみにつきましては、全てが遠賀川から流出したごみではないということだけはお話させていただきます。海岸に漂着するのですから、国内のほかの地域、それから海外からのごみと。まあそれ皆さん方も海岸たまに行かれたら、日本語でない字でですね、ペットボトルだとか何とか、お目にかかったことがあるのではないかと思います。そしてまた、遠賀川からのごみも全て流れてくるものではありません。通常は遠賀川河口堰に一応閉じてますんで。これに流れ着いたごみは、ほぼ毎日のごみの回収船が回っております。そのごみは、見られた方もあると思いますが、河口堰の水巻側にですね、そこにずっと山のようにためて、それを処理場に持っていくということになっております。その前に網場といって遠賀川に水巻側からこう網を、魚をとるような網があります。そこでごみをとって、それを回収して水巻側にやるというようなことで、極力海岸に流れないように回収処分が行われておるわけでありまして。町の具体的な対策ということでございますが、海岸に漂着したごみについては漁業被害や自然環境の悪化につながりますので、早急に海岸管理者に働きかけて片づけていただいております。

遠賀川からの流出するごみにつきましては、先ほど来、言っておりましたように、妹川議員からもお話ありましたように、芦屋町だけでは解決できるものではありませんので、流域の22市町村、いわゆる遠賀川リーダーサミットというものがあるわけでございますが、いつものことながらごみの、妹川議員が提示していただきましたそういうごみの写真をですね、毎回毎回見ただけです。それはなぜ毎回かという、役人の方もかわるわけですね。人事でかわる。首長さんたちもかわるから、とにかく毎年言い続けておかないとですね、気持ちが届かないということで、訴えかけてきたところでございます。皆さん方のいろんな御尽力でですね、基金を創設しようということになったわけでございます。これは別にですね、私はお金の問題ではないというこ

とですね、認識していただきたいと。流域の、まず首長さんたち、それから職員、遠賀川河川事務所の職員、この人たちにまず認識を持ってもらうということが第一であるわけでございます。今、課長のほうから答弁ありましたように基金、大した金額やないんですよね。何万か何千円か、1万もないところもある。毎年。そういうようなお金でございますのでですね、その気持ちを訴えると。芦屋が置かれた立場ということですね。「このことは皆さん忘れないでくださいね」という気持ちを込めておるところであるわけでありまして。そういうことで今、回答になっておるかどうかわかりませんが、これはもうとめることはできません。この運動はですね、これはもう、とにかくやり続けるしかない。河口に位置した町でございますので。いったん河口堰があいたら、ごみはそこでとまるとんやから、パッと流れてくるのは自明の理であります。そういうことでありますのでですね、言い続ける。そして皆さん方が、先ほど言われました流域のごみのクリーンキャンペーン、これに一人でも多く参加していただければ、非常に認識が深まるのではないかと考えております。

それから、それで答えなんですが。ただ、今ですね、海は母なるゆりかご、これはいいんですけどね、芦屋の海は遠賀川から流れ来るごみの集積場の、このフレーズはですね、きょう限りこれやめていただきたいと思っておりますので、これは何かイメージが悪いじゃないですか。芦屋の海はごみの集積場とかですね、そういうのが一人歩きするとですね、やはり観光芦屋で売っておりますので、そのことをお願いして答弁終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

集積場という言葉は今からやめますが、こういう状況を見たときにね、この写真を見たときに全くそのとおりだと思いますよ、私はね。（「それは七、八年前。今やない。」と呼ぶものあり）そうですよ。今現実でもね、そういうことだって起こり得るわけですから、（「10年前の写真やないですか。」と呼ぶものあり）はい。それでは、はい、いいですか。今、私はね、具体的な対策を持っているかということで、私は答えていただきたいかったのは、デポジット制度ですよ。デポジット制度を町長は議員時代に、平成10年、今から20年前ですか。デポジット法制に関する請願書の賛成議員になっておられるんですよ。はい。平成10年12月の議会で。波多野茂丸と。この中にもね、デポジット制度はね、非常に有効だと。ビール瓶とか缶ビールなんかはね、99%回収されていると。そういうことなんですよ。これはデポジット制度。しかも、波多野町長は今から数年前、あそこの環境自治体会議のちっご会議についても町長として名を連ねています。デポジット。それから町村会。福岡県の町村会長の中でも、デポジット制度導入を国に意見書を出そうということで決定しているんです。だから私はそのことでデポジット法制化運動をで

令和元年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

すね、沿岸地域の海岸線の自治体に対して堂々とすね、こういう実態があると。国も発生抑制じゃ、道徳心とか理念とかそういう問題じゃないところまできているわけ。だから町長にすね、国に働きかけていただきたいと思っています。

それで波多野町長は、芦屋の歴史とか文化、観光などの分野に非常に精通して、芦屋町のPRに努力されていることについては敬意を表しているわけですが。もう少しこの環境問題、特に芦屋町の海岸線の問題についてすね、この実態を全国に発信してもらいたい。そのためには、やはり、そういう全国に先駆けて遠賀川流域、それから町村会会長会、それからその際にすね、今から十数年前は、芦屋町もこの議会で意見書を採択してます。今言いましたように。そして私は、環境省とか産業省担当の国会議員の皆様にも紹介議員になっておられましたが、麻生太郎さん。麻生太郎国会議員も紹介議員になっていただいている。私は国会にも行きまして、それから秘書の方にも会いました。そういう中であって町長は特に、麻生太郎副総理財務大臣の懇意といえますか、親しくされていますから、ぜひ直談判してすね、直談判して芦屋町の海岸はこうなんだと、全国にデポジット法制化をしてほしいということをお願いしたいんです。実際やられてきたんですから。トップランナーになっていただきたいと思いますが。ちょっと時間ありませんが、何かご意見ありますか。お願いしたいんです。それとまた、教育問題がありますけど。

○議長 横尾 武志君

町長。どうぞ。

○町長 波多野茂丸君

今さっき妹川議員が皆さんの資料の中で、芦屋のごみがいっぱいたまった写真をお見せされたんですが、実は私は28、29日、大雨が降ってすね、したときに気になったので芦屋海岸とかずら一っと、ちょっと視察に行つてすね、広報と一緒に写真を。ごみ、あんまりないんですよ。（「ことしはね。」と呼ぶものあり）ですからそれは、さっきもそういう対策ができていない前の昔の写真。今いろんな対策をしていただいて、河口堰をなるべくあけないように。あけない年もあるわけですよ。あければもう、ごみがダツと来るのはわかるとるんやから。通常はこういうふうにあれだけの大雨が降ってもすね、きれいなもんなんですよ。本当ごみがないんですよ。だからそういうことで、昔はそうやってあつたけど、今の芦屋海岸は本当にそういうことで環境がよくなってますよということを、ちょっとお話させていただいた。それからデポジットの件につきましては、もう時間ありませんので。デポジットの件はまた、話が長くなりますので。なぜかと言うことはすね。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和元年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

確かにね、あした、あさってありますから、私もずっと散策してまいりましたが、450人の人が来られてですね、どこをごみを拾おうかということになってはいますが。これは河口堰が、本当に大雨が降ったときは7,000立米のごみが流れ着くわけですから、そういう数年か10年に1回はこういう状況になるわけです。そういうところを認識していただきたいと思います。

それで次の問題に入りますが、学校教育のですね、問題です。現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り私たちの子孫に引き継いでいくためには、環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが必須です。そのためには国民がさまざまな機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全運動に、活動に取り組んでいくことが重要になります。特に21世紀を担う子供たちへの環境教育は、極めて重要な意義を有しています。それで、時間がありませんけれど、この（1）についてはですね、今、地球温暖化防止活動推進の役割と内容ということですが、今学校教育における、学校教育をどう位置づけ、実施しているかと。ごみ問題等に関する小中学校における環境教育の推進については、これについてですね、お答えいただきたいんですけども。教育長、芦屋の子どもは芦屋で育てると、芦屋海岸の悲惨な状況は今お話ししました。写真をお見せしました。マイクロプラスチックの問題、水生生物の被害状況を見られてですね、聞かれて、近い将来、子供たちの食生活、健康、命の問題まで発展していく可能性があるんです。どうでしょう。教育長として、子供をあずかる教育最高責任者として、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

妹川議員の話聞いていて、ごみの問題を初めとする環境教育について非常に熱心に取り組まれていて、お考えを持たれているということで。芦屋町でも当然、環境教育を位置づけてやっております。1つ、時間がありませんので一例を申し上げますと、例えば芦屋東小学校の4年生が魚道学習、ちょうど河口堰の問題がありましたが、魚道学習というのをやっております。班ごとにテーマを決めて、例えば「河口堰について調べる班」、それから「遠賀川のごみと水について調べる班」、そういったものをテーマを決めて国土交通省遠賀川河川事務所、それから九州工業大学環境デザイン研究室の協力を得て、さまざまな調査活動をして、最後にシンポジウム形式で発表会を行うということで、環境に対する自分たちの課題を持って、解決するために何ができるかということ今、一生懸命やっております。また、芦屋町内の全ての学校が環境教育に取り組んでおまして、環境教育の目的であります環境や環境問題に関心・知識を持ち、というのはもちろんなんですけども、最終的にはですね、環境への責任ある行動をとることができる態度とい

令和元年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

うのが環境教育の大きな目的ですので、芦屋町の子供たちにですね、芦屋の自然を守るために責任ある行動がとれる、そのような子供たちに育ててほしいし、また育てていかなければいけないというような気持ちでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今回の環境基本条例の第3条と第4条にはこういうことが書かれていますね。第3条は基本理念ですけど、全ての町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保しこれを将来の世代へ継承していくこと。理念ですね。町の役割としては、その基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施することとこうなっています。これはどこの課が答えられるかわかりませんが、やはりまだまだ環境問題に対する啓発、非常に芦屋町の町民の皆さん、疎いと思います。薄いと思います。だから、やはりこういう現実味の問題にしろ、その地球温暖化の問題にしろ、さまざまな問題を抱えているわけですから、そういうことを人権教育の一環として、また人権問題としてこういう講演会をですね、実施していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

教育長。教育長、時間がないからね。もう終わるから。簡単に。

○教育長 三榎 賢二君

そういったこともですね、視野に入れながら考えていってみたいというふうに思っているところでは。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。